

本委員会において検討する条例案の方向性（正副委員長案）

1 概要

本委員会の所管事項を軸に、花きの振興に関する法律（以下「法」という。）を踏まえ、花きの文化の振興等に関する県の取組を後押しするための条例案を検討する。

なお、花きに加えて街路樹についても対象とすることで、花や木で美しい三重のまちづくり等に資する条例案としたい。

○ 本委員会の所管事項

アフターコロナを見通し、花や木で美しい三重のまちづくりを進めていくこと等により、心身ともに健やかな県民の暮らしを実現するための条例の策定に向け、調査・検討を行うこと

○ 花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）

（花きの文化の振興）

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 具体例

本条例案においては、法第 16 条（花きの文化の振興）の規定を基に、県として取り組むべき事項等を規定する。

なお、ここに記載のない事項について、規定することを妨げるものではなく、何をどのように規定するかについては、今後の委員会での議論としたい。

(1) 公共施設及びまちづくりにおける花き等の活用（法第 16 条第 1 項関係）

○ 花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）

（花きの文化の振興）

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2・3 〔略〕

- ・ 県として、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に取り組むことを条例において規定する。
- ・ 「花き等」とすることで、県が管理する道路等における街路樹の活用についても含まれるものとする。
- ※ 条例又は逐条解説において「県が管理する道路等における街路樹の活用」について明記する。
- ※ 木材の利用の推進に関するものについては、三重の木づかい条例に規定されているため、本条例案の対象から除くものとする。

参考)

○ 北海道花きの振興に関する条例（令和 2 年北海道条例第 81 号）

（花きの振興に関する施策）

第 6 条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 道は、まちづくり及び公共施設、社会福祉施設その他施設における花きを活用した取組を促進するため、花きの活用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進（法第 16 条第 1 項関係）

○ 花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）

（花きの文化の振興）

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2・3 [略]

- ・ 園芸福祉の推進について規定する。

参考)

○ 岐阜県花きの振興に関する条例（平成 26 年条例第 70 号）

（園芸福祉の推進）

第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(3) 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進（法第16条第2項関係）

○ 花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）

（花きの文化の振興）

第十六条 〔略〕

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 〔略〕

- ・ 花育の推進について規定する。

参考)

○ 岐阜県花きの振興に関する条例（平成26年条例第70号）

（花育の推進）

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(4) 日常生活における花きの活用の促進等（法第 16 条第 3 項関係）

○ 花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）

（花きの文化の振興）

第十六条 〔略〕

2 〔略〕

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

・ 県として、日常生活における花きの活用の促進等に取り組むことを条例において規定する。

※ 逐条解説において「花をプレゼントしあう文化の醸成」、「花いっぱい運動の推進」等の具体例を記載する。

参考）

○ 岐阜県花きの振興に関する条例（平成 26 年条例第 70 号）

（花きの文化の振興）

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(5) その他

前文において花き等の持つ効用を踏まえた本条例制定の意義等を記述するとともに、上記施策を推進するため、基本理念や基本方針、国や市町、県民等との連携等について規定する。

参考) 常任委員会等において調査等することが考えられる事項

- ・ 花き産業の振興
- ・ 森林・林業関係
- ・ 都市公園、自然公園関係
- ・ 工場緑地、生産緑地その他の緑地関係
- ・ 地球温暖化対策（カーボンニュートラルを含む）、自然環境保全その他の花や木、緑の効用関係　〔各論〕

※ 本特別委員会におけるこれらの事項の扱いについては、新たに制定する条例等において前文等に例示するに留め、個別具体的な取組については、それぞれの常任委員会等において調査し、必要に応じて対応されるものとする。